

# 個人12

受付	令和7年11月19日 午前・午後11時16分
----	---------------------------

一般質問（代表・個人）通告書

令和7年11月19日

尾張旭市議会議長 殿

氏名 榎原利宏

尾張旭市議会規則第50条第1項の規定により12月定例会において別紙のとおり質問したいので通知します。

なお、質問事項の件数及び質問方法は、下記のとおりです。

記

1 質問事項 3件

2 質問方法

	1回目 一括質問、一括答弁 再質問以後 質問事項（大項目）ごとに一問一答
○	1回目から 質問事項（大項目）ごとに一問一答

↑ 選択する方法に○を付す。



<p>質問事項 No. <u>1</u></p>	<p>国民健康保険税の滞納整理について</p>																								
<p>要旨</p>	<p>(1) 国民健康保険税の滞納整理について          今年9月の予算決算委員会福祉文教分科会で榊原は、「税率の引上げにより、収納率が下がることはないのか」と質問したが、保険医療課は「令和5年度から6年度にかけて税率を引き上げたが、収納率は95.49%から95.97%に上昇した」と答弁した。          しかし、国保税の引上げが21年度に開始以降、収納率は21年度をピークに減少し、23年度に95.49%と谷底になった。24年度は95.97%と上昇したが、ピークを回復してはいない。          一人当たり国保税は、県単位化を受けてR2以降以下のように推移してきた。</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>20年度</td><td>114,301円</td><td>21年度</td><td>119,184円</td><td>22年度</td><td>124,432円</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>126,260円</td><td>24年度</td><td>135,141円</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>被保険者世帯数は以下のように変化してきた。</p> <table style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <tr><td>20年度</td><td>9,833</td><td>21年度</td><td>9,733</td><td>22年度</td><td>9,303</td></tr> <tr><td>23年度</td><td>8,914</td><td>24年度</td><td>8,630</td><td></td><td></td></tr> </table> <p>ア 滞納世帯数と滞納率について          20年度から24年度の滞納世帯数と滞納世帯の割合、収納部門からみた所見を伺います。</p> <p>イ マイナ保険証、資格確認書への移行により短期保険証に代わるものがないことについて</p> <p>紙保険証が廃止されマイナ保険証と資格確認書となりました。かつての窓口10割負担の資格証明書は、資格確認書（特別療養）というものになり、マイナ保険証の場合も保険税を滞納するとオンライン資格確認により10割負担の受診になります。特別療養費とは一旦10割を本人が負担した後、申請すると返ってくる7割分の払戻しのお金のことです。今はこれしかありません。重大な点は、滞納していても3割負担で医療にかかることができた短期保険証に代わるものがないことです。また、短期保険証の切れる頃に滞納者と市が保険税納付で相談する機会がありましたが、現在、その機会がないと見受けられます。そこで、今後どのように対応されるのか伺います。</p> <p>(2) 収納業務について          24年度は国保税の収納率が95.49%から95.97%に上昇した。収納業務で努力したことや変化について伺います。</p>	20年度	114,301円	21年度	119,184円	22年度	124,432円	23年度	126,260円	24年度	135,141円			20年度	9,833	21年度	9,733	22年度	9,303	23年度	8,914	24年度	8,630		
20年度	114,301円	21年度	119,184円	22年度	124,432円																				
23年度	126,260円	24年度	135,141円																						
20年度	9,833	21年度	9,733	22年度	9,303																				
23年度	8,914	24年度	8,630																						

\* 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>2</u>	難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願採択を受け て
要旨	<p>去る9月議会で「難聴者の補聴器購入に係る負担軽減を求める請願」が採択されました。これについて、市当局の受け止めを伺っていきます。</p> <p>(1) 難聴者の補聴器購入に係る市独自の補助・支援事業について 対象年齢が18歳以上で、所得制限のない制度を求めていますが、市の受け止めはどのようでしょうか。</p> <p>(2) 健康診断に聽力検査を加えることについて 聽力検査については、実施自治体が少ないのでですが、金沢市の事例があります。65歳から74歳の前年度未受診の方に受診券を郵送し、500円で耳鼻科医のところで聽力検診をする事例があります。請願採択を受けてどうされるか、考えを伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 No. <u>3-1</u>	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
要旨	<p>(1) こども誰でも通園制度の準備状況について</p> <p>ア 現在のこども誰でも通園制度の準備状況について</p> <p>イ 事業者と利用者の事前面談について</p> <p>この制度の運営において、対象となる子どもや家庭の状況を保育現場が事前に把握する事前面談は必須と思われますが、本市はどう認識していますか。</p> <p>(2) 柔軟利用について</p> <p>こども誰でも通園制度には、利用者が定期利用と柔軟利用を選ぶことができます。定期利用は、利用する事業者（園）、月、曜日、時間を固定し、定期的に利用することです。一方、柔軟利用は、利用する事業者（園）、月、曜日、時間を固定せず、柔軟に利用する方法です。</p> <p>メリットを申し上げれば、定期利用は、事業者にとっては利用の見通しが立てやすく、職員のシフトが組みやすい。保護者との関係も作りやすい。子どもにとっては、慣れた職員と継続的に関わることができ、安定した保育ができる。柔軟利用のメリットは、子どもの状況や保護者のニーズに合わせて柔軟に利用可能であること。子どもにとっては、様々な事業者を利用することで多くの保育士、多くの子どもと触れ合うことができる 것입니다。</p> <p>問題はデメリットです。定期利用は、施設にとって、空き状況に応じた柔軟な受入れができないこと、子どもが固定化されることで、途中から入る子どもが利用しづらい、といったことです。一方、柔軟利用のデメリットは、利用の都度予約する手間が掛かる。施設にとっては利用見通しが立たず、受入れ態勢を整えづらい。慣れるのに時間が掛かる子どもがいる、といったことが挙げられています。</p> <p>以上は、「こども誰でも通園制度にどう対応するか」（中山徹・大阪保育研究所編 自治体研究社）で紹介されていることです。</p> <p>定期利用はまだしも、事業者の対応が難しく安定した保育が困難と思われる柔軟利用について、市の考え方や方針を伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

質問事項 <u>No. 3-2</u>	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について
要旨	<p>(3) 広域利用について</p> <p>こども誰でも通園制度の対象となる児童は0歳から2歳児の未就園児（満3歳未満）で保育所、認定こども園、小規模保育事業所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を利用していない子どもが対象になります。対象となる子どもであれば、自分の住む市町村ではない他の市町村の施設を利用することができます。</p> <p>24年度は試行事業のため協定を結んだ自治体間に限られていましたが、25年度の本格実施以降は、自治体間の協定は必要なくなります。このような制度は初めてで、保育現場にとって未知のことです。広域利用をどこからでも受け入れることは困難ではと思われます。</p> <p>そこで伺います。24、25年度に自治体間協定を結んで広域利用を行った事例はあるのでしょうか。</p> <p>また、本市はどのように対応するのでしょうか。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。

<b>質問事項</b> <u>No. 3-3</u>	<b>乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について</b>
<b>要旨</b>	<p>(4) 運営経費について</p> <p>こども誰でも通園制度の給付は、利用する子どもの時間によって決まります。と言っても上限は10時間であり、25年度の単価は0歳児が1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円ですが、これは24年度の一 律850円から引き上げられました。850円では到底運営できない、ということだったからです。</p> <p>しかし、この単価は利用する時間数によるため、算定されていない業務は収入にならず、事業者の負担になっています。外部評価に係る費用や事前面談、保育計画に関わる人件費は算定されないので。これについては、市からの上乗せが認められています。</p> <p>ア 事業者の採算について</p> <p>こども誰でも通園制度で保育士が利用する子どもに対応する保育時間は、おおむね1日に7時間です。既定の人員で運営したときに、利用する子どもが何人いれば採算が取れるのか、（定員が何人いれば採算が取れるか。）、試算はありますか。</p> <p>イ 事前面談や保育計画作成など給付対象外の業務への補助について</p> <p>事業者の経営を安定させ、保育の質を維持することは、子どもの安全や生命を守るという保育の質の維持につながります。給付対象外の業務について補填が必要ではありませんか。</p> <p>(5) 今後のスケジュールについて</p> <p>事業者の選定や利用者への案内など現在の状況や今後のスケジュールを伺います。</p>

※ 申し合わせ事項に留意する。